

岐阜県公報

第 六 百 三 十 五 号
令 和 七 年 十 月 三 十 一 日
(金曜日)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新
(環境生活政策課) 四六七^ベ
- 特別保護地区の指定
(同) 四七〇
- 特定猟具使用禁止区域の指定
(同) 四七一
- 道路の区域変更
(道路維持課) 四七四
- 道路の供用開始
(同) 四七四
- 建築基準法に基づく道路の位置指定
(建築指導課) 四七四
- 落札者等に関する公示
(古川土木事務所) 四七五

告 示

岐阜県告示第四百五十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するの
で、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和七年十月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
緑の文化公園鳥 獣保護区	海津市南濃町地内の国道二五八号の羽根谷に架かる羽根谷橋 の北端を起点とし、同所から同国道を南進し市道南濃五九五号 との交点に至り、同所から同市道を西進し市道南濃一一五八号 との交点に至り、同所から同市道を南進し市道南濃一一六〇号 との交点に至り、同所から同市道を南進し岡谷砂防えん堤用 作業道との交点に至り、同所から南山腹の中部電力鉄塔を見通 す谷を南進し同鉄塔を経て同市南濃町上野河戸と羽沢との境界 との交点に至り、同所から同境界を西進し同市南濃町駒野奥条 入会との境界との交点に至り、同所から同市南濃町羽沢と駒野奥 条入会との境界を西北進し同市南濃町駒野奥条入会字東谷四番 地と字東谷五の一番地との境界との交点に至り、同所から同境 界を西北進し東谷作業道との交点に至り、同所から同作業道を 北進し市道南濃四六三号と西谷作業道との交点に至り、同所か ら同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
養老鳥獣保護区	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一号線の津屋川に

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる
ときは翌日)

令和七年十月三十一日

	関ヶ原玉区鳥獣保護区 (旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区から名称変更)	日本ライン鳥獣保護区
架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸を東南進し津屋川と小倉谷との交点に至り、同所から同谷左岸を西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から同自然歩道を北東進し直江谷との交点に至り、同所から同谷を西進したのち南西進し滝谷と直江谷とを分ける稜線の山頂遊歩道との交点に至り、同所から同遊歩道を西進し大垣市上石津町との境界周辺の笹ヶ原を経て北進し唐谷との交点に至り、同所から同谷を東進し林道大洞線との交点に至り、同所から同林道を東進し町道沢田養老縦貫道との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同県道を北東進し町道南濃関ヶ原線との交点に至り、同所から同町道を北進し町道柏尾飯ノ木一号线との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域	不破郡関ヶ原町大字藤下と同郡関ヶ原町大字玉との境界に架かる藤川台橋の西側を起点とし、同所から同境界を西進し同郡関ヶ原町大字山中との境界との交点に至り、同所から同郡関ヶ原町大字藤下と同郡関ヶ原町大字山中とを分ける稜線を南進し東海道本線との交点に至り、同所から同本線を南西進し県道牧田関ヶ原線との交点に至り、同所から同県道を西北進し同郡関ヶ原町大字玉字広谷と大字玉字西之裏とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し滋賀県の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し藤古川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東南進し起点に至る線により囲まれた区域	加茂郡坂祝町勝山地内の県道各務原美濃加茂線の迫間川に架かる州崎橋東詰めを起点とし、同所から同県道を東進し坂祝町道勝山二七号線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道田ノ上線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道深萱取組線との交点に至り、同所から同町道を北進し坂祝町道深萱酒倉線との交点に至り、同所から同町道を東進し坂祝町道取組黒岩線との交点に至り、同所から同町道を西北進し坂祝町道酒倉黒岩線との交点に至り、同所から同町道を東南進しJR高山線との交点に至り、同所から同高山線を北東進し美濃加茂市道若宮加茂野線との交点に至り、同所から同市道を西進し美濃加茂市道山手線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道蜂屋太田線との交点に至り、同所から同県道を北進し美濃加茂市道下モ稻場線との交点に至り、同所から同市道を北東進し美濃加茂市道佐口中之番線との交点に至り、同所から同市道を北東進し川辺町道山楠西線との交点に至り、同所から同町
道を北東進し川辺町道関街道線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道美濃加茂川辺線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道四一号との交点に至り、同所から同国道を北東進し川辺町道五〇五〇号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し飛驒川橋を経て南進し県道可児金山線との交点(川辺大橋)に至り、同所から同県道を南進し川辺町道六〇九五号線との交点に至り、同所から同町道を南進し川辺町道七〇五一号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道可児金山線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道野上古井線との交点に至り、同所から同県道を北東進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を東進し県道多治見白川線との交点に至り、同所から同県道を南進したのち南西進し八百津町道塩口中野線との交点に至り、同所から同町道を南西進し県道多治見八百津線との交点に至り、同所から同県道を南西進し可児市の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し可児郡御嵩町の境界との交点に至り、同所から可児郡御嵩町と可児市との境界を南西進し御嵩町道笠田杉洞線との交点に至り、同所から同町道を南西進し国道二一〇号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道御嵩犬山線との交点に至り、同所から同県道を南西進し可児市道舟岡上屋敷線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児市道舟岡沢渡線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児市道五一七六号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し可児川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を西進したのち南西進し木曾川との交点に至り、同所から同川右岸を西進し迫間川との交点に至り、同所から同川を北進し起点に至る線により囲まれた区域及び旅足川と木曾川との交点から加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との境界を東進し瑞浪市の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し県道飛驒木曾川公園線との交点に至り、同所から同県道を西進し大久後川左岸沿いの里道との交点に至り、同所から同里道を南西進し御嵩町道上之郷二〇〇号線との交点に至り、同所から同町道を南西進し可児郡御嵩町小和沢と綱木とを分ける稜線にある作業道との交点に至り、同所から同作業道を南西進し県道井尻八百津線との交点に至り、同所から同県道を西進し加茂郡八百津町の境界との交点に至り、同所から同境界を北進したのち北東進し旅足川と木曾川との交点に至る線により囲まれた区域		池田鳥獣保護区 多治見市富士見町地内の国道一九号と市道四二二〇〇九号との交点を起点とし、同市道を南進し市道四二二〇二〇号との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道四二二〇〇五号との

根ノ上鳥獣保護区	中津川市手賀野地内の県道東野中津川線と中津川流域と津戸井及び中垣外流域を分ける稜線へ向かう歩道との交点を起点とし、同所から同県道を東南進したのち西北進し恵那市の境界との交点に至り、同所から同境界を約二、六〇メートル東南進したのち南西進し小野川に通ずる稜線との交点に至り、同所から同稜線を北進し県道東野中津川線を横断し源根池の西側を経て中津川市の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し保古山三角点（九六九・〇メートル）に至り、同所から保古ノ湖、根ノ上湖及び中津川流域と津戸井及び中垣外流域とを分ける稜線を北東進したのち西北進し起点に至る線により囲まれた区域
福岡中学校鳥獣保護区	中津川市福岡地内の市道福岡三四二二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三四二二号線を北進し大久手洞との交点に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三三二九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三三〇号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
千光寺鳥獣保護区	高山市丹生川町と同市国府町との境界と県道鳳餅古川線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し同市丹生川町柏原地内の山林と耕地との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進したのち北東進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東南進し芦谷との交点に至り、同所から同谷を南進し同谷を分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し同市丹生川町柏原と同市丹生川町下保の境界との交点に至り、同所から稜線を南進し同市丹生川町下保地内の山林と耕地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し保木谷との交点に至り、

舟山鳥獣保護区	高山市久々野町無数河地内の市道舟山一号線と市道舟山二号線との交点を起点とし、同所から市道舟山二号線を南西進したのち西北進し三角点（一、四七九・五メートル）に至り、同所から牛牧国有林一二九八林班と無数河国有林一二九九林班との境界を北東進し民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を北進しフスマ谷との交点に至り、同所から同谷を北東進し市道舟山三号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し市道舟山一号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域
岐阜大学演習林鳥獣保護区	岐阜大学演習林と位山国有林との境界と下呂市萩原町と高山市久々野町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進し下呂市萩原町と同市小坂町との境界に至り、同所から同境界を南進し岐阜大学演習林と同市萩原町山之口字畑キシロとの境界との交点に至り、同所から岐阜大学演習林と同演習林以外の民有林との境界を北西進し位山国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域

鳥獣保護区の存続期間	令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
鳥獣保護区の保護に関する指針	

名 称	指定区分	指 定 目 的
緑の文化公園鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツ林、針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ジョウビタキ、オオルリ、ニホンシカ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
養老鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、落葉広葉樹林、溪畔林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマガラ、キビタキ、キセキレイ、ニホンシカ、ムササビをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
関ヶ原玉区鳥獣	森林鳥獣生	当該地域は、アカマツ林、広葉樹林等が分布す

保護区 (旧関ヶ原青少年自然の家鳥獣保護区から名称変更)	林地の保護	る林相の変化に富む地形であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
日本ライン鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、中央を流れる木曾川、飛驒川沿いに広葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、カワセミ、ハクセキレイ、カイツブリ、タヌキをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
池田鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護	当該地域は、針葉樹林及び広葉樹林からなる丘陵地帯であり、準絶滅危惧種であるオオタカ、サンコウチョウ、サンショウウイの生息が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
根ノ上鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、針葉樹林と広葉樹林が混在して分布する林相の変化に富む地域であり、ホオジロ、カワヒトリ、ニホンザル、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
福岡中学校鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護	当該地域は、針広混交林が分布する丘陵地帯であり、コゲラ、サンショウウイ、メジロ、テン、ニホンリスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
千光寺鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、大径の針葉樹を主とする混交林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、アオゲラ、ヒガラ、テン、ムササビをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
舟山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、広葉樹林、天然針葉樹林等が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第四百六十号	岐阜県知事 江 崎 禎 英
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。	
令和七年十月三十一日	
一 特別保護地区の名称及び区域	
名 称	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一号線の津屋川に架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸の町道飯ノ木小倉一号線を東南進し町道鷺巣三三線との交点（寺橋）に至り、同所から同町道を西進し町道柏尾新田南小倉線との交点に至り、同所から同町道を西北進し町道養老駅前子供の国線との交点に至り、同所から同町道を西進し国有地管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を東南進し養老公園国有地と民有地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち北東進し林道大洞線との交点に至り、同所から同林道を西北進し町道沢田養老縦貫線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道南濃関ヶ原線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道柏尾飯ノ木一号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
福岡中学校特別保護地区	中津川市福岡地内の市道福岡三四二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三四二号線を北進し大久手洞との交点に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三二

千光寺特別保護地区	九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三〇号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
千光寺特別保護地区	高山市丹生川町下保字千光寺の区域

二 特別保護地区の存続期間
令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで
三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
養老特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、落葉広葉樹林、溪畔林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマガラ、キビタキ、キセキレイ、ニホンジカ、ムササビをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつていて、養老公園一帯の広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
福岡中学校特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、針広混交林が分布する丘陵地帯であり、コゲラ、サンショウウイ、メジロ、テン、ニホンリスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に多くの鳥獣の生息が確認され、自然観察の場として最適である福岡中学校を中心とする当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
千光寺特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、大径の針葉樹を主とする混交林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、アオゲラ、ヒガラ、テン、ムササビをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に針葉樹の大径木が存在し良好な鳥獣の生息環境となつていて、当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第四百六十一号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。
令和七年十月三十一日
岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 禁止する特定猟具の種類
銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名 称	区 域
太郎丸特定猟具使用禁止区域	岐阜市太郎丸諏訪地内の県道川島三輪線と市道太郎丸諏訪知之道線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し山栗市の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し市道三輪中六三号線との交点に至り、同所から同市道を東進し山栗市の境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち北進し市道三輪中六八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し岐阜女子大学進入路との交点に至り、同所から同進入路を東進し岐阜女子大学の境界との交点に至り、同所から同境界を東進したのち南進し岐阜市太郎丸向良と太郎丸との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し県道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
瑞穂市西南部特定猟具使用禁止区域	瑞穂市と本巣市との境界と根尾川左岸堤防道路との交点を起点とし、同所から同境界を東進し旧本巣郡巢南町と旧同郡穂積町との境界との交点に至り、同所から同境界を南進したのち西進し更に南進し国道二一号との交点（犀川橋）に至り、同所から同境界を東進し犀川左岸堤防道路との交点に至り、同所から同道路を東南進し市道五三一四一七号線との交点に至り、同所から同市道を東南進し大垣市墨俣町の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し安八郡安八町の境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し揖斐川左岸堤防道路との交点に至り、同所から同道路を北西進し根尾川左岸堤防道路との交点に至り、同所から同道路を北進し起点に至る線により囲まれた区域

呂久特定猟具使用禁止区域	瑞穂市と安八郡神戸町との境界と県道腰万石線との交点を起点とし、同所から同県道を東南進し大垣市の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し安八郡神戸町の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進したのち北東進し起点に至る線により囲まれた区域
赤坂特定猟具使用禁止区域	大垣市赤坂町地内の国道四一七号と県道赤坂垂井線との交点を起点とし、同所から同県道を南西進し不破郡垂井町の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し揖斐郡池田町の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域（毎年一月一日から二月十五日までの間は特定猟具使用禁止区域としない）
大垣中北部特定猟具使用禁止区域	大垣市平町地内の県道今尾大垣線と東海道新幹線との交点を起点とし、同所から同新幹線を西進し不破郡垂井町の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したのち西北進し県道赤坂垂井線との交点に至り、同所から同県道を北東進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を西北進し揖斐郡池田町の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し安八郡神戸町の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進したのち北東進し更に東進し同市曾根町地内の平野井川右岸堤防道路との交点に至り、同所から同堤防道路を南進したのち東南進し県道腰万石線との交点に至り、同所から同県道を東南進し県道今尾大垣線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
木曽三川下流特定猟具使用禁止区域	海津市海津町地内の県道北方多度線の東海大橋西詰めを起点とし、同所から同大橋を東進し愛知県の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し三重県の境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち北進し同市南濃町と同市海津町との境界に至り、同所から同境界を北進し海津橋との交点に至り、同所から同橋を東進し県道津島立田海津線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道北方多度線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域
田原特定猟具使用禁止区域	関市迫間地内の県道勝山山田線と市道幹一一三三線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道幹一一一三線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道幹一一二九号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一一二六号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一一二六号線との交点に至る線により囲まれた区域
中池特定猟具使用禁止区域	関市黒屋地内の市道幹一一四号線と市道一一二二号線との交点を起点とし、同所から同市道を西進し市道一一二八号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道幹一一一三三線との交点に至り、同所から同市道を北東進し中池東側の園路との交点に至り、同所から同園路を東南進し市道幹一一四号線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
横越特定猟具使用禁止区域	美濃市大字極楽寺地内の市道横越大矢田線との交点を起点とし、同所から市道横越大矢田線と市道横越大矢田線との交点に至り、同所から同市道を北進したのち西進し同市大字大矢田と同市大字極楽寺との境界の交点に至り、同所から同境界を北進し同市大字極楽寺字玉田洞と字誕生山との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し谷との交点に至り、同所から同谷を五〇メートル北進したのち一〇〇メートル東進し林道神洞誕生線と林道誕生線の交点に至り、同所から林道誕生線を一八〇メートル東進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し谷との交点に至り、同所から同境界を東南進し谷との交点に至り、同所から同谷を一〇〇メートル南西進し同市大字極楽寺字誕生山と字桂洞との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市大字横越の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し同市大字横越字大泥と字上山との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し字岩鼻と字清願寺との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道横越大矢田線との交点に至り、同所から同市道を南進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域
テクノパーク特定猟具使用禁止区域	美濃市極楽寺地内の県道岐阜美濃線と県道上野関線との交点を起点とし、同所から県道上野関線を東南進したのち南西進し市道笠神丸山線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同県道を北進したのち東進し起点に至る線により囲まれた区域

中ノ棚特定猟具 使用禁止区域	郡上市白鳥町中津屋地内の市道上切西ヶ洞線と市道中津屋那留ヶ野線との交点を起点とし、同所から市道上切西ヶ洞線を北進し市道西ヶ洞中ノ棚線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道大平線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道中津屋那留ヶ野線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道中津屋那留ヶ野線と市道上野線との交点に至り、同所から市道那留ヶ野線を一〇メートル北東進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道上野線終点を経て一三〇メートル西北進し谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し小谷との交点に至り、同所から同谷を七〇メートル北進したのち西進し森林帯の境界との交点に至り、同所から同境界を西南進し市道中津屋那留ヶ野線との交点に至り、同所から同市道を南西進したのち起点に至る線により囲まれた区域
みのかも健康の 森特定猟具使用 禁止区域	美濃加茂市山之上町地内の県道山之上古井線と川浦川との交点を起点とし、同所から同川を北東進し県道美濃川辺線との交点に至り、同所から同県道を東南進し加茂郡川辺町の境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し林道富士下線との交点に至り、同所から同林道を西北進し県道山之上古井線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道笠屋敷田畑線との交点に至り、同所から同市道を西進し川浦川との交点に至り、同所から同川を北進したのち東進し起点に至る線により囲まれた区域
深山の森特定猟 具使用禁止区域	多治見市大藪町地内の国道一四八号と県道善師野多治見線との交点を起点とし、同所から同県道を東進し市道九一二六〇〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道九一二七〇〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し国道二四八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域
加子母特定猟具 使用禁止区域	中津川市加子母番田地内の市道下島小和知野線と国道一五七号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し国道二五六号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道加子母四五号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道池田向線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道下島小和知野線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
宮川特定猟具使 用禁止区域	高山市一之宮町字山越地内の国道四一號とJR高山線の交点（松橋）を起点とし、同所から同国道を南西進し市道清水石原

数河特定猟具使 用禁止区域	線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道桜井線との交点に至り、同所から同市道を南西進し宮谷との交点に至り、同所から同谷を東南進し磨道（旧宮村道青木五号線）との交点に至り、同所から同磨道を東南進し市道清水青木線との交点に至り、同所から同市道を西南進し旧国道四一號（宮峠）との交点に至り、同所から同市道を西進しJR高山線との交点に至り、同所から同線を西南進し市道クルミ谷清水線との交点に至り、同所から同市道を西南進し第三幹線農業用水路との交点に至り、同所から同水路を西進し宮川堤防との交点に至り、同所から同堤防を西進し桜橋南詰めに至り、同所から同橋を北進し県道宮清見線との交点に至り、同所から同県道を東北進し市道駅前山腰線との交点に至り、同所から同市道を東進し第一幹線農業用水路との交点に至り、同所から同水路を東北進し寺洞谷との交点に至り、同所から同谷を南進し市道亀ヶ平二号線との交点に至り、同所から同市道を南進しJR高山線との交点に至り、同所から同線を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
飛驒川公園特定 猟具使用禁止区 域	飛驒市古川町数河と飛驒市神岡町西との境界と国道四一號との交点（数河峠）を起点とし、同所から同境界を南西進し同市古川町太江と同市古川町数河とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を西進し同市古川町数河字夫女岩と同市古川町数河字馬越城との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市古川町数河字滝ヶ洞と同市古川町数河字馬越城との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し国道四一號との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

岐阜県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	南濃線 関ヶ原線	養老郡養老町柏尾字四番割六〇八番三二地先から 同郡同町鷺巣字長屋 で野一六七七番三六地先ま	後	一〇・六 二七・四 一三・〇 二九・八	一〇・三 一〇・三 一〇・三	県道大垣養老公園線と重用

岐阜県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域変更又は決定の日）
					（ほか）

県道	惣 線	郡上市高鷺町鷺見字下新田五番三三 地先地内	四・三	令和 七・一〇・三	令和 七・三・三
----	-----	--------------------------	-----	--------------	-------------

岐阜県告示第四百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和七年十月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年指月日定
本巢市十四条字墓島五九八番二四	六・〇〇	六・六	岐阜県指令 一二号の四	令和 七・七・一〇
揖斐郡池田町八幡字鳥居前二四五番四	六・〇〇	五・六	岐阜県指令 一二号の六	同 八・一
揖斐郡池田町池野字大池東三二四番四	六・〇〇	七・七	岐阜県指令 一二号の七	同
本巢市下真桑字大門四九一番四	六・〇〇	五・六	岐阜県指令 一二号の八	同 八・二六
瑞穂市牛牧字細道一一三五番四	四・八 四・八五	三・九	岐阜県指令 一二号の九	同 八・二六
瑞穂市本田字五島田八〇八番四及び同番二の一部	四・〇五	三・九五	岐阜県指令 一二号の一〇	同 八・一

中濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年指 月日定
美濃加茂市西町六丁目三四七番六	六〇〇	五四・五	岐阜県指令 中建築第四 五号の八	令和 七・七 三〇
美濃加茂市加茂野町稲辺字西小原 五四一番四	六〇〇 六〇二	四六・八	岐阜県指令 中建築第四 五号の九	同 八・六
美濃加茂市前平町二丁目一〇三番 四	六〇〇 六〇一	八五・三	岐阜県指令 中建築第四 五号の一〇	同 九・二
関市東新町七丁目六五番四	六〇〇	九一・五	岐阜県指令 中建築第四 五号の一	同 九・八
美濃加茂市深田町三丁目字身ノ養 生三〇一番一	四・五	三四・五〇	岐阜県指令 中建築第三 七号の二五	同 九・三

東濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年指 月日定
瑞浪市益見町二丁目八一番四	六〇〇	三六・六	岐阜県指令 東建築第三 〇号の三	令和 七・七 二三

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年十月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 調達物品の名称及び予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム及び塩化カルシウム）
計1,225,000kg
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和7年8月22日
- 落札者を決定した日 令和7年10月2日
- 落札者の住所及び氏名 高山市間屋町39番地
株式会社瀬木油店
代表取締役 瀬木 孫八郎
- 落札金額 76,517,100円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県古川土木事務所総務課管理調整係
(2) 所 在 地 飛騨市古川町上野617番地 1

令和七年十月三十一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社